

野田市保育所等の利用に関する規則
の一部を改正する規則をここに公布す
る。

令和 8 年 8 月 2 5 日

野田市長 鈴 木 有

野田市規則第 4 7 号

野田市保育所等の利用に関する規則の一部を改正する規則

野田市保育所等の利用に関する規則（平成 2 7 年野田市規則第 2 号）の一部を次のように改正する。

別表第 2 の 2 3 の項中「1 の項から 2 2 の項まで」を「区分 1 から区分 2 3 まで」に改め、同項を同表の 2 4 の項とし、同表中 8 の項から 2 2 の項までを 1 ずつ繰り下げ、同表の 7 の項中「申込児童」を「利用申込日において申込児童」に改め、「場合」の次に「（当該兄弟姉妹が当該申込児童の入所予定日において学齢児童（学校教育法（昭和 2 2 年法律第 2 6 号）第 1 8 条に規定する学齢児童をいう。）となる場合を除く。）」を加え、同項を同表の 8 の項とし、同表中 4 の項から 6 の項までを 1 ずつ繰り下げ、3 の項の次に次のように加える。

4	申込児童（保育認定を受けている者に限る。）が利用している保育所等の閉鎖又は廃業に伴い他の保育所等への入所を希望する場合（閉鎖又は廃業が判明した日以降の申込みであって、閉鎖又は廃業した日の属する月の翌月から 3 か月以内になされたものに限る。）	+ 1 0
---	---	-------

別表第 2 の備考の 1 中「区分 7 及び 8」を「区分 8 及び 9」に、「、区分 8」を「、区分 9」に改め、同表の備考の 2 中「区分 1 3 及び 1 4」を「区分 1 4 及び 1 5」に、「、区分 1 4」を「、区分 1 5」に改め、同表の備考の 3 中「区分 1 5 及び 1 6」を「区分 1 6 及び 1 7」に、「、区分 1 5」を「、区分 1 6」に改め、同表の備考の 4 中「区分 1 7 及び 2 0」を「区分 1 8 及び 2 1」に、「、区分 2 0」を「、区分 2 1」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和 8 年 1 0 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この規則による改正後の野田市保育所等の利用に関する規則別表第 2 の規

定は、令和 9 年 4 月 1 日以後の利用に係る利用調整について適用し、同日前の利用に係る利用調整については、なお従前の例による。